

令和8年1月29日  
台東区保健所運営協議会資料  
台東保健所生活衛生課

## コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器(AED)の設置について

### 1 目的

「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成30年12月25日 一般財団法人日本救急医療財団）において、心停止の現場から片道1分以内の密度（半径150mに1台）でAEDを設置することが推奨されている。

そのため、24時間使用可能なAEDが半径150m以内にない地域（以下「不足地域」）に所在するコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に対し、区の費用負担によりAEDを設置することで、応急救護体制の充実及び救命率の向上を目指す。

### 2 実施方法

令和7年12月に区とコンビニ本社との間で設置に関する協定を締結し、令和8年3月に不足地域にある24時間営業の店舗に、AEDを設置する。

設置店舗に関しては、ホームページ等で公開し、あわせて店舗入口にAEDが設置されている旨を示すステッカー（※）を掲出することで、周知を図る。

また、設置店舗においては、救命目的でAEDの貸出要請があった際に、適切に受け渡しを行う。（コンビニ店員に対し、救命現場へ出向き、救命活動を求めるものではない。）

※ コンビニ掲出用ステッカー（イメージ）



### 3 協定締結機関

- (1) 台東区
- (2) コンビニ各社（5社）

株式会社ファミリーマート、株式会社ローソン、株式会社エル・ティーエフ、  
株式会社ローソンストア100、ミニストップ株式会社

### 4 設置予定台数

17店舗/17台 詳細は、別紙の通り

### 5 今後の予定

令和8年3月 AEDの設置